

群馬働き方改革推進支援センター からのお知らせ

会員企業の“社内ルール”明確化を！

中小企業の社内ルール(就業規則)作成・見直しのお手伝いします。

無意識に
ハラスメント
をしてないか心配

企業が
抱える悩み

従業員との
トラブルの対応方法が
わからない

男性社員に
育児休業をどう取らせれば
良いかわからない

従業員が
すぐ辞めてしまう

有給休暇の
取得ルールが
決まっていない

働き方改革主な改正

有給休暇
年5日取得

時間外労働
上限規制

同一労働
同一賃金

就業規則・社内規定を見直し
従業員が安心して働ける
職場環境を整えましょう

いま、従業員が求めているのは「働きやすさ」です。特に「働き方改革」の法改正が進み、ワークライフバランスを重視する若い世代が増えている今、社内規定や就業規則を見直しませんか。

【参考】

2022年4月以降の改正点
●パワーハラスメント
●女性活躍推進法
●男性の育児休暇

就業規則・社内規定を見直し【職場環境整備】を始めましょう

STEP1

問題点の抽出

現状の問題点を整理
しましょう

STEP2

対応方法検討

問題点の対応方法を
検討しましょう

STEP3

規定の見直し

検討結果、最新の法令に
適応した規定に
変更しましょう

STEP4

従業員へ説明

規定の説明や勉強会
実施しましょう

群馬働き方改革推進支援センター(厚生労働省群馬労働局委託事業)

Tel:0120-486-450

前橋市元総社町528-9(群馬県社会保険労務士会内)

Mail:hatarakikatakaikaku@gunma-sharoushi.com

お問合せ先

群馬働き方改革推進支援センター 支援サービスのご案内

相談方法①：電話相談（ちょっとした疑問・質問）

- ・働き方改革関連法改正
 - ・従業員の定着等
- などちょっとした気になる疑問・質問にお答えします

平日 9:00～17:00

専門家が丁寧にお答えします

TEL **0120-486-450**

相談方法②：訪問支援（専門家が訪問して支援）

**原則3回
まで無料**

専門家が事業所へ訪問して
問題解決にあたります。
1社原則3回まで無料

事業所と専門家との間で訪問日時を
決定していただきます。

下記申込用紙に必要事項記載の上、
お申し込みください。

FAX **027-253-5679**

申込用紙

相談方法②：訪問支援をご希望の場合は、下記ご記入の上、FAXにてお申し込みください

群馬働き方改革推進支援センター：FAX **027-253-5679**

貴社名			
所在地			
ご氏名	(役職)		
TEL		顧問 社労士	有 ・ 無
Mail			
相談内容			